

## 【重要事項チェックリスト】

入所申込みに関して、以下の各確認項目の内容(表面・裏面)を確認してください。確認いただけましたら、左欄の□にチェック(☑)を付けて、裏面にある「保護者署名欄」に署名のうえ、申込書類と併せてご提出ください。(兄弟姉妹で申請の場合は、世帯で一部提出頂ければ結構です。)

※全ての項目にご同意いただけない場合は、申請を受理できません。ご注意ください。

※利用申込に必要となる書類については、上尾市で作成しております「保育施設利用申込のてびき」の5～8 ページをご確認ください。

重要事項	
<input type="checkbox"/>	利用申込の受付先は、原則お住まいの市区町村の保育担当課となります。お住まいの市区町村において、上尾市内の保育所等の利用申込受付を行っていない場合は、上尾市にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	利用申込書類の提出期限は、下記締め切りに上尾市保育課必着となります。不足書類の提出がない場合は、利用調整の際、選考で不利になります。提出期限後に書類が提出された場合や希望先の変更があった場合は、次回以降の利用調整より反映させていただきます。 ○令和6年度選考提出期限 【令和6年4月1次選考】令和5年10月31日(火)※令和5年10月31日までにご転入される方は、上尾市役所保育課での申請も可能です。 【令和6年4月2次選考】令和6年2月16日(金) 【令和6年5～12月選考】入所希望月の前月5日 ※5日が土曜日または開庁日の場合は、その翌日の開庁日まで 【令和7年1～3月選考】令和6年12月5日(木)
<input type="checkbox"/>	利用申込後に家庭の状況に変更(勤務先の変更、退職、離婚、子の出生を含む同居者の増減等)があった場合は、選考上優先度に変更がある場合がありますので、速やかにお住まいの市区町村の保育担当課にご連絡ください。なお、変更内容によっては、追加書類の提出が必要になる場合があります。
<input type="checkbox"/>	申込書等の内容に変更があったにもかかわらず届出等が無かった場合や、内容に虚偽があった場合は、入所の決定を取り消しまたは退園となることがあります。
<input type="checkbox"/>	令和6年4月の保育所等の利用が保留となった場合の利用申込の取扱いについては、令和6年度(令和7年3月)の利用調整まで有効となります。令和6年度中に利用申込の取下げを希望する場合は、速やかにお住まいの市区町村の保育担当課にご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	障害のあるお子様や通院中のお子様などで通常保育では対応が難しい場合は、定員に空きがあったとしても施設側の受け入れ体制により入所できないこともありますので、ご了承ください。また、上尾市に転入予定のある方については、転入前に個別面接を実施することがございます。併せてご承知おきください。
<input type="checkbox"/>	【出産予定のお子さんの利用申込を行った方のみ該当】 利用申込時点では「仮申込」となり、出生後に「本申込」を行った時点で利用申込完了となりますので、出生後は速やかにお住まいの市区町村の保育担当課で「本申込」の手続きを行ってください。 ※選考結果が出ていても「本申込」の手続きを行っていない場合は、選考結果に関する回答をすることができません。
<input type="checkbox"/>	入所した後、お子様が新しい環境に徐々に慣れるよう「なれ保育」を行います。なれ保育の期間中は、半日程度の預かりとなります。なれ保育はお子様の様子を見ながら1週間から2週間程度実施いたしますので、勤務先等と調整をお願いします。
<input type="checkbox"/>	保育料は世帯の市民税額により算定されます。父母の収入、児童の扶養状況によっては、父母以外も算定の対象になることがあります。 ※市町村民税未申告の場合やその他必要書類の未提出等の理由により、市町村民税額が確認できない場合の利用者負担(保育料)は、暫定的に最高額での決定となります。 ※上尾市に転入予定がない方は、お住まいの市区町村での決定となります。
<input type="checkbox"/>	保育料以外にも、給食費や保護者会費、制服や帽子代などの負担があります。これらの負担は施設・年齢ごとに異なります。また、施設ごとに対象年齢や開所時間、土曜保育の実施状況など様々な点で違いがあります。入所案内の内容を確認もしくは見学をした上で、希望施設を決定してください。
<input type="checkbox"/>	入所決定後、入所のキャンセルをする場合は至急お住まいの市町村の保育担当課までご連絡ください。なお、自己都合による入所キャンセルの場合は次回以降の選考の際に不利になる場合があります。また、入所決定後、自己都合により入所をキャンセルした方については、キャンセルした入所月の入所ができなかった旨の証明書は発行できかねますので、ご了承ください。
<input type="checkbox"/>	出産のために申込をする場合、出産予定月の前後3か月の期限付き入所となります。期限を迎えた時点で退所となり、期間延長はできません。 (例)7月出産予定で4月入所を希望→4～10月まで利用できます。
<input type="checkbox"/>	【保育所等の利用開始時点で育児休業又は産前産後休業を取得しており、復帰を目的として利用申込をされた方のみ該当】 上尾市へ入所希望月までに転入予定があり、育児休業中で申し込みをして保育施設に入所が決定した方は、入所した月の翌月中に職場に復職し、復職後1週間以内に復職証明書を提出してください。期日までに証明書の提出がない場合、保育施設は退所となります。(例)4月入所→5月31日までの復帰が条件、6月1日復帰は不可。 上尾市に転入予定のない方は、お住まいの市区町村の保育担当課に提出が必要な書類と提出期限をご確認ください。 ※転入前の自治体にて保育所に育児休業の理由で、保育園に入所している等お子さんの状況によっては、育児休業を終了する必要がない場合もありますので、ご不明な点は上尾市にお問い合わせください。

<input type="checkbox"/>	小規模保育施設・事業所内保育事業所は0～2歳児クラスまでのお子様をお預かりする施設です。そのため3歳児クラスからは、新たに他の保育施設への入所申込みをする必要があります。その際、利用調整において優先度(利用調整基準の加点)を上げての選考となりますが、必ずしも希望園に入所できるとは限りません。
<input type="checkbox"/>	事業所内保育事業所では、上尾市が利用調整(選考)した子どものほかに事業所で働いている従業員のお子様もお預かりしており、合同保育となります。
<input type="checkbox"/>	プラムハウス分園は既存の本園とは別に0～2歳児クラスのお子様をお預かりする施設です。分園は本園とは離れたところにありますが、行事をはじめ土曜保育、協力保育については本園にて合同で行います。選考の都合上、入所申込書の希望先は本園と分園をそれぞれ別々に記入してください。
<input type="checkbox"/>	認定こども園は幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。3歳クラス以上で登園する場合は基本月額保育料の他、幼児教育を受けるための費用(幼稚園入園諸経費・幼児教育費・制服・保育用品代等)がかかります。上尾市内では、つつみの森認定こども園・つつじが丘認定こども園・認定こども園泉の森・原市文化認定こども園・認定こども園西上尾しらぎく幼稚園が該当します。
<input type="checkbox"/>	長期欠席ができるのは年度内で2か月までとなり、1か月を超える休園の場合には、休園の届出が必要です。里帰り出産に限らず、自己都合により2か月を超えて欠席する場合は退園となります。なお、休園中であっても0～2歳児クラスについては、通常通り保育料がかかります。 ※2か月休園後、1日出席しさらに2か月休園等は不可。 ※3～5歳児クラスの給食費については減額となる場合があります。
<input type="checkbox"/>	令和元年10月1日より、3歳児クラス～5歳児クラスに在籍するお子様の保育料が無償化となりました。なお、延長保育料の他、主食費および副食費(給食費)、行事費等は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。金額については施設ごとに異なります。
<input type="checkbox"/>	「グローバルキッズアリオ上尾園」の運営会社が、株式会社グローバルキッズから社会福祉法人すくすくどろんこの会に変更となる予定です。令和6年4月から「(仮称)すくすくの社 アリオ上尾園」となりますが、保育内容等については、従前の園と大きな変更が生じないよう事業者間で調整をしています。
<input type="checkbox"/>	保育所入所選考において同点となった際、市民税額を参照する場合があります。令和6年4月から8月入所申請については、令和5年度市・県民税課税証明書を、令和6年9月から令和7年3月入所申請については、令和6年度市・県民税課税証明書をご添付ください。(課税証明書がない場合でもご申請は可能です。)
<input type="checkbox"/>	【入所希望月までに上尾市へ転入予定がない方のみ確認ください】 保育所等の利用が決定した場合、入所期間は利用開始月の年度末までとなります。翌年度以降も入所を継続希望の場合は、再度利用申込及び利用調整が必要となります。
<input type="checkbox"/>	【入所希望月までに上尾市へ転入予定がある方のみ確認ください】 転入を証明する書類および転入に関する誓約書の2点を必ず提出してください。提出がない場合、上尾市民としての選考ができず、選考の優先順位が下がることとなります。また、保育所等の利用の可否に関わらず、利用希望月の前月末日までに住民票の異動をしたうえで、あらためて上尾市保育入所課の窓口にて利用申込を行ってください。手続きを行わなかった場合は、利用の決定及び利用申込が取消となります。

上記重要事項チェックリストに記載されている内容について確認、承諾したうえで保育所等の利用申込を行います。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

※以下の項目については、現在お住まいの市区町村にて申請を行う際、ご相談の上ご記入ください。

<b>(1)入所できなかった場合の保育状況について</b>	
<input type="checkbox"/> ①自ら保育を行う(育児休業の延長を含む)	<input type="checkbox"/> ②仕事・介護の傍ら保育を行う(自宅・職場同伴)
<input type="checkbox"/> ③親族・知人(氏名: ) (関係性: )	
<input type="checkbox"/> ④現在利用している保育施設を継続して利用する	<input type="checkbox"/> ⑤認可外保育施設を検討する。
<b>(2)上尾市以外の市町村の保育所入所希望の有無</b>	
<input type="checkbox"/> 有(市町村名: )	<input type="checkbox"/> 無
【上尾市に転入予定があり、現在認可保育施設に在園している場合のみ記入ください】	
<b>(3)現在在園している保育施設を、上尾市転入後も継続して利用する意向があるか</b>	
<input type="checkbox"/> 有(市町村名: )	<input type="checkbox"/> 無
※有を選択する場合、転出後継続在園が可能かどうか、また可能な場合には、提出書類及び申請期限について現在お住まいの市町村に確認してください。	